令和６年１月１５日
沖　縄　防　衛　局

駐留軍用地特措法に基づく使用認定申請について
（牧港補給地区等２施設）

１　沖縄県に所在する米軍施設・区域内の民公有地については、土地所有者と賃貸借契約を締結の上使用することを基本と考え、常々、合意が得られるよう努めているところですが、土地所有者から賃貸借契約の合意が得られない土地については、やむを得ず、駐留軍用地特措法に基づき使用しています。

２　現在、賃貸借契約を締結し使用している牧港補給地区等２施設の一部土地（１名、２筆）については、令和６年１２月３１日に賃貸借契約期間が満了することとなります。

３　これら土地は、使用期間満了後も引き続き駐留軍の用に供する必要がありますが、その使用については、土地所有者の方との賃貸借契約の合意が得られる見込みがないことから、当局としては、令和５年１１月、駐留軍用地特措法に基づく使用権原取得手続を開始し、当該土地所有者等への意見照会を行った上で、本日、防衛大臣に使用認定申請を行いました。

　なお、当局としては、今後とも土地所有者の方との合意により、当該土地を使用できるよう努めてまいる所存です。

使用認定申請土地の概要

施設名	所有者（名）	筆数（筆）	面積（㎡）
牧港補給地区	1	1	595
那覇港湾施設	1	1	443
合計（２施設）	1	2	1,038

※１　牧港補給地区及び那覇港湾施設の土地所有者は、同一人物である。

※２　面積については、１㎡未満を四捨五入により整理している。

添付資料：１　駐留軍用地特措法手続等概略図
　　２　駐留軍用地特措法（抄）

連絡先：沖縄防衛局管理部施設取得第１課用地調整室
喜久川
098-921-8131（内線483）

駐留軍用地特措法手続等概略図

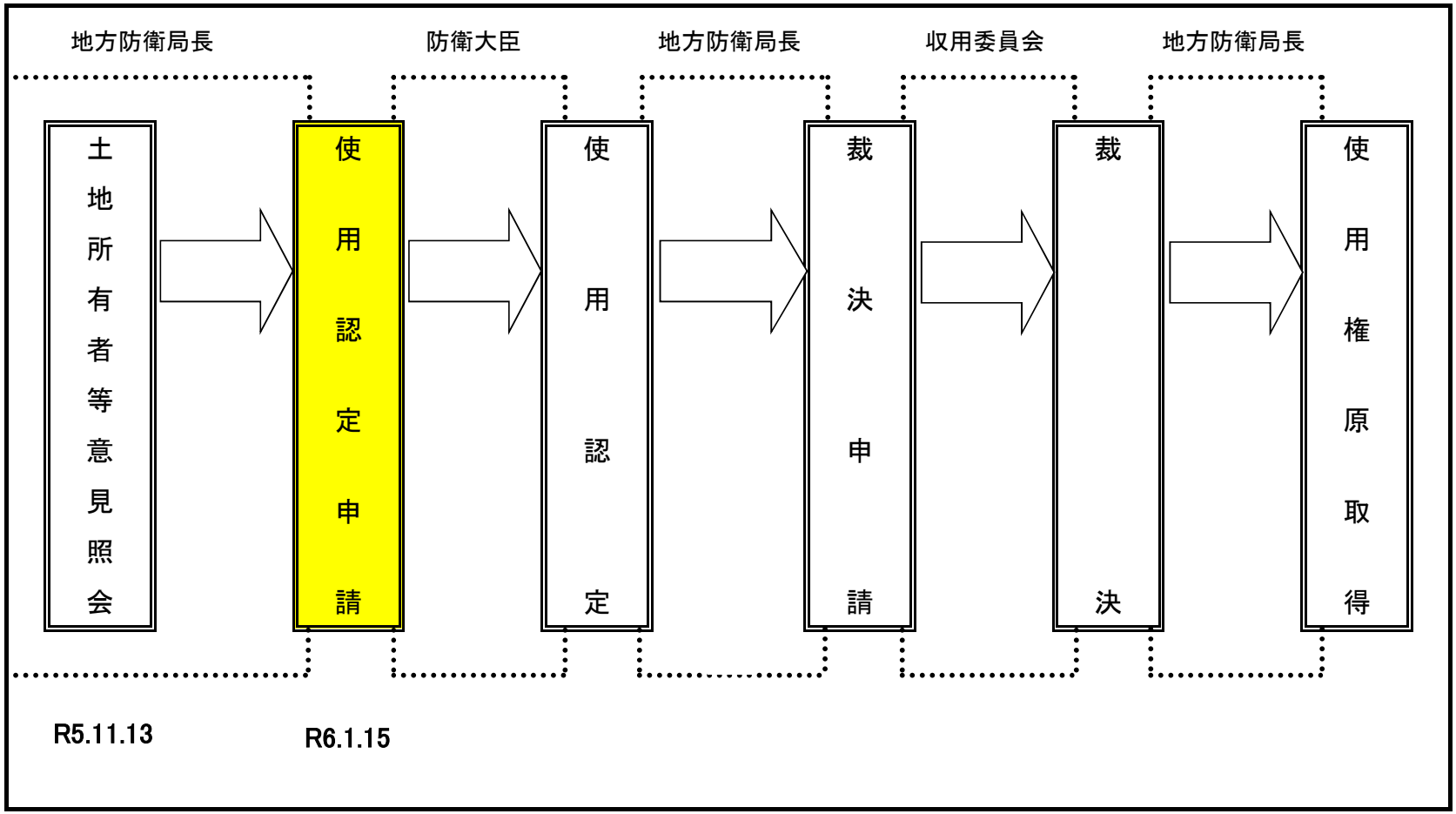

別添 1

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）（抄）

【いわゆる「駐留軍用地特措法」】

（この法律の目的）

第一条　この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を実施するため、日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊（以下「駐留軍」という。）の用に供する土地等の使用又は収用に関し規定することを目的とする。

（土地等の使用又は収用）

第三条　駐留軍の用に供するため土地等を必要とする場合において、その土地等を駐留軍の用に供することが適正且つ合理的であるときは、この法律の定めるところにより、これを使用し、又は収用することができる。

（土地等の使用又は収用の認定の申請）

第四条　地方防衛局長は、この法律により土地等を使用し、又は収用しようとするときは、土地等の所有者（土地収用法第五条に規定する権利にあつては、権利者。以下同じ。）又は関係人の意見書その他政令で定める書類を添付の上、使用認定申請書又は収用認定申請書を防衛大臣に提出し、その認定を受けなければならない。

２　前項の使用認定申請書及び収用認定申請書の様式は、防衛省令で定める。

（土地等の使用又は収用の認定）

第五条　防衛大臣は、申請に係る土地等の使用又は収用が第三条に規定する要件に該当すると認めるときは、遅滞なく、土地等の使用又は収用の認定をしなければならない。